53
ビジネスレター
News&Topics

浅田会計事務所
ASADA BUSINESS SERVICE

平成 26 年 5 月 20 日発行

消費税はどのくらい転嫁できたのか

実に17年ぶりとなった今回の消費税率の引上げ。

政府は、消費税の円滑な転嫁の為に特別措置法を施行し、規制を強化するなどの事前取組みを行ってきました。

実際に消費税増税分を転嫁できたのかどうか、事業者にアンケートをした結果が経済産業省から公表されています。『全て転嫁できている』と答えた事業者は80%、逆に『全く転嫁できていない』は4%でした。

多くの取引において消費税が転嫁されているようですが、転嫁できた理由としては、『以前より消費税への理解が定着しているため』が65%と最も多く、『特別措置法等により規制が強化されたため』は14%でした。

年内には次の引上げ（平成27年10月）の判断がされる見込みです。

平成元年に3%で始まった消費税。導入から25年が経過し理解が定着してきたとは言え、10%となると今回のように転嫁ができるのか。引上げ時の景気と今後の政府の対応が大きく影響すると思われます。



産前産後休業期間の保険料を免除

出産で会社を休んだときの給付には、健康保険から産前産後休業（産前42日（多胎妊娠は98日）、産後56日）の「出産手当金」が、雇用保険から子が1歳になるまで（最長1歳6ヶ月）の「育児休業給付金」があります。

以前までは、事業主、被保険者ともに育児休業期間中の保険料のみ免除されていましたが、今回の改正により、産前産後休業期間も育児休業期間と同様に保険料の免除がうけられることとなりました。

具体的には、平成26年4月30日以降に産前産後休業が終了となる被保険者（平成26年4月分以降の保険料）が対象で、健康保険・厚生年金保険の保険料は、事業主からの届出により被保険者分・事業主分ともに徴収されません。

尚、免除期間中も被保険者資格に変更はなく、将来、年金額を計算する際にも保険料を納めた期間として扱われます。



交際費等の損金不算入制度の改正

法人の交際費等の損金不算入制度に関する規定が改正されています。
この改正は、消費税率引上げに伴う景気後退を阻止するために、企業に飲食費の支出を促すとともに、中小零細の飲食店の活気づけを期待するもので、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

	改正前	改正後
中小法人以外	交際費等は全額損金不算入	交際費等のうち、飲食費の 50%が損金算入可能 中小法人は定額控除(800 万円)との選択制
中小法人 (資本金 1 億円以下の法人)	交際費等のうち、定額控除限度額(800 万円)まで損金算入可能	

支出する交際費等の額

↓

1 人当たり 5,000 円以下の飲食費	左記以外の「接待飲食費」	左記以外の「接待交際費」
↓	↓	↓
全額損金算入	50%損金算入	全額損金不算入

印紙税の改正

平成 26 年 4 月 1 日から消費税増税の改正のほかに、印紙税も改正されています。
大きく分けて２つあります。

① 「領収証」等に係る印紙税の非課税範囲が 3 万円未満から 5 万円未満に拡大
② 「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」の印紙税の軽減措置の拡充

平成 26 年 4 月 1 日以後に作成する契約書の、印紙税額は下記の通りです。

契約金額		H26 年 3 月 31 日まで	H26 年 4 月 1 日以降
不動産譲渡契約	建設請負工事		
10 万円超 50 万円以下	100 万円超 200 万円以下	400 円	200 円
50 万円超 100 万円以下	200 万円超 300 万円以下	1 千円	500 円
100 万円超 500 万円以下	300 万円超 500 万円以下	2 千円	1 千円
500 万円超	1,000 万円以下	1 万円	5 千円
1,000 万円超	5,000 万円以下	1 万 5 千円	1 万円
5,000 万円超	1 億円以下	4 万 5 千円	3 万円
1 億円超	5 億円以下	8 万円	6 万円
5 億円超	10 億円以下	18 万円	16 万円
10 億円超	50 億円以下	36 万円	32 万円
50 億円超		54 万円	48 万円